

1面のつづき

改めて確認しておきたい!水害時の行動

水害は、事前の準備で被害を小さくできる災害です。テレビ、ネットなどで気象情報を集めながら、備えを進めましょう。

マイ・タイムラインを作ろう!

ハザードマップ
P30に書き込んで
作れます

マイ・タイムラインとは?

いざという時に慌てないように、家族一人ひとりの行動や避難のタイミングをあらかじめ決めておく行動計画のこと。



▼動画で説明



避難情報が出たら何をしたらいいの?

警戒レベル4の避難情報が出たら、安全な場所に避難を。

避難に時間がかかる人は警戒レベル3を目安に行動をはじめましょう。

警戒レベル	とるべき行動	避難情報・気象情報	発令・発表
5	命を守る最善の行動	緊急安全確保	草加市
4	危険な場所から全員避難	避難指示	草加市
3	避難に時間がかかる人は避難	高齢者等避難	草加市
2	避難場所・経路、備えの再確認	洪水注意報・大雨注意報等	気象庁
1	最新の気象情報に注意	早期注意情報	気象庁

どこから情報を入手できるの?

テレビ (dボタン)・市HP・Twitter等、使いやすい方法で入手を。

市の情報発信ツール

防災情報発信アプリ [iPhone] [Android] お知らせメール LINE

情報収集方法を動画でも紹介

住宅の修理に乗じた詐欺にご用心!

大雨や台風シーズンになると、「火災保険を使うと自己負担なく住宅を修理できる」などと勧誘され契約をした後、実際に保険会社へ申請すると保険が下りずに、多額の支払いを請求をされるというようなトラブルが増えます。

- ・その場で契約せず、保険会社や代理店に直接相談を
- ・経年劣化による損傷を自然災害による損傷にするなど、嘘の理由で申請し保険金を受け取ると、保険金の返還や契約解除を求められたり、詐欺罪に問われる場合もあります。

困ったときは

草加市消費生活センター ☎941-6111
消費者ホットライン ☎188へ。

監査委員に中村幸彦氏を再任

市議会6月定例会で議会の同意を得て、監査委員に中村幸彦氏を再任しました。任期は令和4年7月9日から同8年7月8日まで。同氏は、早稲田大学商学部卒業、平成元年税理士登録、同年中村幸彦税理士事務所開業、同8年水道事業運営審議会委員、同17年土地開発公社監事等を歴任。同18年から草加市監査委員に就任し、現在5期目。



特別障害者手当、障害児福祉手当 現況届の提出はお早めに

問 (特別障害者手当) 障がい福祉課 ☎922-1436 ☎922-1153
(障害児福祉手当) 子育て支援課 ☎922-1483 ☎922-3274

特別障害者手当と障害児福祉手当の受給資格の認定を受けている人に現況届を送付します。必要事項を記入し、8月12日(金)~9月12日(月) (土・日曜日、祝日を除く) に各担当課へ提出してください。

特別障害者手当

- 対象 20歳以上で常時寝たきりや意思疎通が困難な人等、障がいにより日常生活で常時特別な介護を必要とする人
- 手当月額 2万7300円
- 支給要件
 - ・施設に入所していないこと
 - ・継続して3か月を超え病院等に入院していないこと
 - ・所得制限限度額を超えていないこと

障害児福祉手当

- 対象 20歳未満で障がいにより日常生活で常時の介護を必要とする人
- 手当月額 1万4850円
- 支給要件
 - ・施設に入所していないこと
 - ・障がい者が支給事由の年金を受給していないこと
 - ・所得制限限度額を超えていないこと

所得制限について

障がい者本人またはその配偶者、扶養義務者に一定額以上の所得があるときは、その年の8月から翌年の7月まで支給を停止します。

【所得制限限度額の一例 (令和4年度)】

扶養親族等の人数	支給停止になる所得額※1	
	本人所得※2	扶養義務者※3所得
0人	360万4000円	628万7000円
1人	398万4000円	653万6000円
2人	436万4000円	674万9000円
3人	474万4000円	696万2000円
4人	512万4000円	717万5000円

※1 所得額とは諸控除後の額です。
 ※2 特別障害者手当の本人にかかる所得は、非課税の年金等も所得に含みます。
 ※3 扶養義務者とは障がい者本人と生計を同じくする障がい者本人の直系血族、兄弟姉妹をいいます。

後期高齢者医療制度 保険証を9月中旬に送付

10月に
切り替え

問後期高齢者・重心医療室 ☎922-1367 ☎922-3178

10月1日から窓口負担割合が見直されます。これに伴い10月から使用する後期高齢者医療制度の保険証を、9月中旬に送付します。

現在使用している保険証は、10月以降に後期高齢者・重心医療室、サービスセンターに返却するか、裁断して処分してください。

■発送方法 特定記録郵便です。簡易書留郵便での送付を希望する人は、8月26日(金)までに保険証と160円分の切手を用意し、後期高齢者・重心医療室またはサービスセンターで申請してください。

■窓口負担割合の見直しの問い合わせ

制度の詳細は下記コールセンターにお問い合わせください。

窓口負担割合の見直しに係るコールセンター

埼玉県後期高齢者医療広域連合 ☎0120-085-950
祝日を除く(月)~(金) 午前8時30分~午後5時15分

後期高齢者窓口負担コールセンター

厚生労働省 ☎0120-002-719
祝日を除く(月)~(土) 午前9時~午後6時